

滞納処分の強化をしています

恵庭市では、催告等の文書を送付してから一定期間連絡や納税がなければ、滞納処分を執行します。納期内に納税している方との公平性を保ち、大切な市税を確保するために、滞納している方の財産の差押や、場合によってはご自宅へ伺い、自宅にある財産等を差押えて、その財産を公売し、市税の滞納に充てる等の滞納処分を行います。

差押実績
(令和6年度)

延べ657件 約1億1644万円



市税は市民の皆様のための福祉や教育などの公共サービスに必要不可欠なものです。市税の滞納は、恵庭市全体にとっても多大な損失となるほか、納期内納税者との公平性を保つことができなくなるため、市民の皆様には納期内納税を守っていただきますようご協力をお願いします。